

区域指定案に関する任意縦覧・意見書について

区域指定案を、平成27年9月18日から平成27年10月2日まで2週間、公衆の縦覧に供したところ、0名の縦覧者及び1通（1名）の意見書の提出があった。

名称	意見書の要旨	世田谷区の見解
東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定（経堂三丁目、三丁目、宮坂三丁目）	<p>(1) 「震災時の火災に強い街へ」の効果を実にすべく、「改修」も対象とすべきではないか。新築、建替えのみでは年数が掛かりすぎ、一定規模以下の増築、改修を許容すると、更にその進行にブレーキをかけかねない。</p> <p>(2) 防火木造を準耐火構造として建築した場合、費用負担増1～7%はラフすぎないか。</p> <p>(3) 「災害時活動困難度を考慮した火災危険度」のシミュレーションは、条件等実態に即したもので行うべきではないか。 特に、火災発生にあたっては商店街の火を扱う飲食店、複数個所の出火を想定せず、シミュレーションの出火場所住民に対する気遣いはせず、条件設定を実態に即したものにすべきではないか。</p>	<p>(1) 東京都建築安全条例第7条の3第1項では、既存建築物の改修に適用することができないため、準耐火仕様による改修については、防災街づくり通信やホームページ等により、今後啓発に努めてまいります。</p> <p>(2) 準耐火構造は既に木造3階建てへの建替えでは必要な仕様になっています。地域の防災性を向上させるために必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。費用については、更に研究してまいります。</p> <p>(3) 今後のシミュレーションについては、より実態に即した条件設定等について検討してまいります。</p>

	<p>(4) リスクマネジメントのハードのみならず、クライシスマネジメントのソフトまでの仕組み作りをすべきでないか。</p> <p>経堂エリアでは複数個所で火災が発生し、時間帯によっては、若者が少なく町会中心の老人、子どもの共助では限界がある。状況如何で、町会内では完結せず、横の連携が必要であり、その仕組み作りが急務ではないだろうか。</p> <p>(5) 災害後の街づくり案を作成すべき。一定の要件を考慮して、全て更地にして新たな街づくりを策定し、平時に住民に開示し、住民の意見を集めておくのも必要ではないか。</p>	<p>(4) 現在、区では、地域コミュニティにおける共助推進の観点から、防災塾等の取り組みを通して昨年度より地区防災計画の策定に向けて、災害時における課題とその対応策の検討を行っております。</p> <p>仕組み作りについては、学校単位で行う避難所運営訓練でのPTAの方々への呼びかけや、防災冊子の配布等を通じて、町会に加入していない方々も対象とした啓発活動を行っております。</p> <p>(5) 区では、震災後の都市復興を速やかに行うため、復興の手順を定めた「都市復興プログラム」を策定しております。また、現在策定中の防災街づくり基本方針において、都市復興の基本的な考え方や、被害の程度や地区の基盤整備の状況などに応じた復興手法の例示などを検討しております。このような事前の計画や方針等に基づく取り組みを推進し、区民との意識の共有を図ることで、速やかな復興が行える街を目指します。</p>
--	---	--